

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局総務部お客さまサービス課・工務部給水課 (06-6616-5473) (06-6616-5480)
処分課（担当）名	水道局各水道センター
処分の名称	水道事業給水条例に関する違反処分
概要	水道の利用者が大阪市水道事業給水条例又は同条例の規定に基づく指示に違反した場合、過料を科します。
根拠法令等 及び条項	大阪市水道事業給水条例(昭和33年4月1日条例第19号)第40条、第41条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 給水条例違反処分要綱 (各水道センター等に設置)
処分基準	次に掲げる行為のいずれかを行った場合、その行為をしたものに対し、過料を科します。 (1) 水道料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき (2) 給水を濫用し、又は大阪市水道局長の許可を受けずにこれを販売したとき (3) 正規の手続きを経ないで、給水装置工事をし、又は給水装置を使用したとき 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいいます。 (4) 消火のためのほか、大阪市水道局長に届け出ないで私設消火栓を使用したとき (5) 大阪市の職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき (6) 大阪市水道事業給水条例又は大阪市水道事業給水条例の規定に基づく指示に違反したとき 詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額以下の過料を科します。
ホームページ	
備考	

○給水条例違反処分要綱

(平成 25 年 12 月 9 日局長決)

(最近改正平成 28 年 4 月 28 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は大阪市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第 40 条各号に定める違反を発見した場合の処分について定めるものとする。

(事例)

第 2 条 給水条例第 40 条第 1 号及び第 3 号に定める主な違反の具体事例については、次に掲げる行為をいう。

- (1) 中止栓の無届使用
- (2) メータ代替等による補足管又はゴムホースなどでの使用
- (3) メータを逆方向へ設置したとき
- (4) メータを無断で取り外して水道を使用したとき
- (5) 給水停止執行中にメータキャップ等を無断で取り外したとき
- (6) 公設消火栓の不正使用
- (7) 料金・手数料などを不当に減じる目的でなされた水栓と推認されるもの
- (8) メータ外から分岐しての使用
- (9) 無許可又は無届による配水管穿孔
- (10) 加圧ポンプ（直結給水用増圧装置を除く。）との直結
- (11) 井河水その他の供給管との直結
- (12) 残存給水管からの無届引込み
- (13) メータ外無届工事
- (14) メータ内無届工事
- (15) 無届撤去工事
- (16) 給水条例第 10 条に定める基準に不適合な給水管を使用したとき
- (17) 使用材料等の虚偽の届出

(担当事業所への連絡)

第 3 条 給水条例第 40 条に掲げる違反を職員又は委託業務従事者（メータ点検従事者、未納整理従事者及びメータ取替従事者等）が発見した場合、担当水道センターの営業部門又は工事部門（以下「担当事業所」という。）へ連絡し、可能な限り違反水栓の写真撮影を行っておく。

2 前条各号及び給水条例第 40 条第 2 号並びに第 4 号に掲げる違反の連絡先については、次のとおりとする。

(1) 担当水道センター営業部門ア 前

条第1号から第8号まで

イ 給水条例第40条第2号及び第4号

(2) 担当水道センター工事部門前条第

8号から第17号まで

(違反処理)

第4条 前条により、連絡を受けた担当事業所は、現地へ職員を派遣して現状確認を行い、違反行為が事実であれば、その行為の確たる証拠とするため、念入りに写真撮影を行うこととする。

- 2 担当事業所の職員は、現状確認書（様式1）に必要事項を記入し、違反意思の有無に関わらず、給水装置の使用者又は所有者等（以下「使用者等」という。）へ現状確認の署名・押印を求めるとともに経緯等の聴き取り調査を実施する。
- 3 署名・押印を求めた後、違反水栓については即時、使用者等へ切断等を行わせる。ただし、使用者等が緊急対応ができないなどの理由がある時は、水道センター工事部門が切断等を行うことができる。
- 4 使用者等が署名を拒否した場合や違反を是正しない場合は、写真などの証拠を使用者等へ提示するとともに拒否又は是正しない理由を聴き、正当性がなければ、現状確認書の備考欄に拒否理由を明記の上、担当事業所で給水停止を執行する。ただし、水道センター工事部門において、給水停止する際に止水栓へのキャップが必要な場合は、水道センター営業部門の協力を得る。
- 5 違反行為が悪質で詐欺罪等にあたる場合と担当事業所の所長が判断した場合は、警察の協力を得る。
- 6 第4項に掲げる給水停止を執行した場合、担当事業所から大阪市水道事業給水条例違反にかかる給水停止執行書（様式2）を使用者等へ交付する。

(給水条例違反調書の作成)

第5条 現状確認終了後、担当事業所の職員は、給水条例違反調書（様式3）を作成（記入にあたっては別途定める「給水条例違反調書の作成について」を参照）し、必要な場合は設計書等の資料を添付する。

- 2 第2条第8号の違反など担当事業所が水道センター営業部門及び水道センター工事部門両部門に関係する場合は、両部門が協力して同調書を作成し、本書を水道センター営業部門で、その写しを水道センター工事部門で保管する。

(給水条例違反通知書及び弁明の機会付与通知書の交付等)

第6条 違反行為の事実が確認できたものについては、担当事業所から使用者等へ給水条例違反通知書（様式4）を交付する。ただし、違反行為が水道センター営業部門及び

水道センター工事部門両部門に関係する場合は、水道センター営業部門より交付することとする。

2 行政手続法第13条第1項及び大阪市行政手続条例第13条第1項の規定により、弁明の機会を付与する必要があるため、担当事業所は前項に掲げる通知書の交付と同時に弁明の機会付与通知書（参考資料）を交付する。

（ほ脱料金）

第7条 ほ脱料金が発生する場合、担当水道センター営業部門は、ほ脱したと思われる期間を調査し、「大阪市水道事業給水条例に基づく使用水量の認定について」第5条の規定等により、ほ脱料金を算出する。

2 担当水道センター営業部門は、算出したほ脱料金を算出根拠も含め使用者等へ連絡する。ただし、使用者等が算出根拠における異議を申し出た場合、客観的にみて正当性が認められるものであれば、ほ脱料金の算出方法を変更することができる。

3 ほ脱料金確定後、ほ脱の概要、金額及び納期限などを記して使用者等へ通知する。ただし、請求書については、水道料金等収入通知書（営準共3-201）により請求することとする。

（工事施工）

第8条 第2条第8号から第17号に掲げる違反工事等については、水道センター工事部門より正規工事の施工方法等を使用者等へ説明し、給水条例第10条に定める基準に適合した給水装置に変更させるなどして、正規工事の申し込みをさせる。

2 前項の規定により、使用者等から工事の申し込みがあったものについては、工事費予定額、設計審査手数料及び竣工検査手数料を納付させ、工事を施工する。

（過料）

第9条 担当事業所は調査・確認の結果、当該疑いが事実であると認められた場合、違反是正のための指導を行う。また、違反の程度・状況に応じて給水条例第41条の規定に基づき、過料の金額を別表により算定し、大阪市水道事業給水条例違反にかかる過料決定通知書（様式5）を使用者等へ交付する。ただし、請求書については、納入通知書（システム処理用）（経共1-100）により請求することとする。

2 違反行為が水道センター営業部門及び水道センター工事部門両部門に関係する場合は、水道センター営業部門より前2項に掲げる通知書の交付を行うこととする。

3 過料の納期限は、納入通知書を発送した日の翌日から10日とする。

（給水停止）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、担当事業所から使用者等に対して、大阪市水道事業給水条例違反にかかる給水停止予告書（様式6）を交付し、当局の指示に応じない場合は担当事業所で給水停止を執行する。

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。（様式2）（様式5）

- (1) 工事申込勧告に応じないとき
 - (2) ほ脱料金又は過料を期日までに納付しないとき
 - (3) その他、条例違反に対する本市の求めに応じないとき
- 2 給水停止執行を行った場合、大阪市水道事業給水条例違反にかかる給水停止執行書（様式2）を使用者等へ交付する。

附 則

- 1 この要綱は平成24年5月1日から施行する。
- 2 「給水条例違反水栓処分要綱（平成17年4月1日局長決）」は廃止する。

附 則

この要綱は平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則この要綱は平成28年4月1日から施行する。附 則この要綱は平成28年5月2日から施行する。

別 表 (第9条関係)

項目区分	内容区分	決定基準	決定基準の細目	納付者	
1 料金過料	(1) 中止栓の無届使用	使用期間に応じて、ほ脱料金の3倍以上5倍以下	ア 使用期間が3か月未満の場合	ほ脱料金の3倍の額を徴収する	
			イ 使用期間が3か月以上6か月未満の場合	ほ脱料金の4倍の額を徴収する	
			ウ 使用期間が6か月以上の場合	ほ脱料金の5倍の額を徴収する	
	(2) メータ外から分岐しての使用	使用期間に応じて、ほ脱料金の3倍以上5倍以下	エ 使用期間が3か月未満の場合	ほ脱料金の3倍の額を徴収する	
			オ 使用期間が3か月以上6か月未満の場合	ほ脱料金の4倍の額を徴収する	
			カ 使用期間が6か月以上の場合	ほ脱料金の5倍の額を徴収する	
(3) その他	使用期間にかかわらず、ほ脱料金の5倍ただし、5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。	キ その他悪質と認められるもの (ア) メータを逆方向へ設置したとき (イ) メータを無断で取り外して水道を使用したとき (ウ) 給水停止執行中にメータキャップ等を無断で取り外したとき (エ) 公設消火栓の不正使用 (オ) 暴行強迫等を行ったとき			
2 工事過料	(1) 無許可又は無届による配水管穿孔	50,000円	1孔ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等	
	(2) 加圧ポンプ(直結給水用増圧装置を除く。)と直結	50,000円	1台ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等	
	(3) 井河水その他の供給管との直結	50,000円	1件ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等	
	(4) 残存給水管からの無届引込み	25,000円以上50,000円以下	残存管とは、廃栓または廃跡等の残存給水管をいう。原則として、50,000円徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者又は所有者等	
	(5) メータ外から分岐しての使用	25,000円以上50,000円以下	前号の例による	使用者又は所有者等	
	(6) メータ外無届工事	30,000円以上50,000円以下	原則として、50,000円徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、30,000円まで減額することができる。		使用者又は所有者等
			ア 同一メータ内で2栓以下の追加工事をした場合は、20,000円を徴収する。		
			イ 同一メータ内で2栓をこえる追加工事をした場合は、1栓ごとに5,000円を加算して徴収することとし、20,000円を限度とする。ただし、悪質な違反と認められるものについては、30,000円まで徴収することができる。		
(7) メータ内無届工事	20,000円以上50,000円以下	ウ 同一メータ内で、給水方式を変更した場合及び受水槽容量等の変更により給水装置を改造した場合は、25,000円徴収する。		使用者又は所有者等	
		エ 他の給水装置のメータ内から分岐させて引込み工事をした場合、原則として、50,000円を徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。			
(8) 無届撤去工事	25,000円以上50,000円以下	原則として、50,000円徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。		使用者又は所有者等	
3 その他過料	(1) 中止栓の無届使用	25,000円以上50,000円以下	(中止栓に補足管、ゴムホース等を取りつけて使用する場合をいう。)原則として、50,000円を徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者	
	(2) 虚偽の届出その他	25,000円以上50,000円以下	(配管状態、使用材料の虚偽の届出、故意のメータ逆付等をいう。)	届出者	
			ア 虚偽の届出等にあつては、悪質の程度等諸般の事情を勘案のうえ決定する。 イ 故意のメータ逆付けについては、50,000円を徴収する。		
(3) 私設消火栓無届使用	25,000円以上50,000円以下	原則として、50,000円徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。		使用者	

備考

- 1 料金過料は、使用者又は所有者等が違反の意思を持って中止栓を使用した場合、料金の徴収を免れるために給水装置を加修した場合及び料金の徴収を免れるために第三者に給水装置工事を実施させた場合の外、料金の徴収を免れるために暴行強迫等の不正行為を行った場合等、使用者又は所有者等の責に帰すべき客観的事実が認められる場合に徴収する。
- 2 料金過料と工事過料あるいは、料金過料とその他過料は、併科することができる。
- 3 工事過料とその他過料を併科することはできない。(重きに従って処分する。)
- 4 過料の決定基準によりがたい場合は、お客さまサービス課長又は給水課長と協議する。
- 5 下水道過料については、「下水道過料の徴収について(昭和43年4月1日局長決)」の規定に基づき、過料を決定し、徴収する。

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。(様式2)(様式5)

様式1 (表面)

水道センター								
所長	営業部門				工事部門			
	担当課長	担当課長代理	担当係長	係員	担当課長	担当課長代理	担当係長	係員

現状確認書

平成 年 月 日

(提出先)

大阪市水道局長

住所

氏名

印

次のとおり、大阪市水道事業給水条例第40号第____号の規定に違反していることを確認いたしました。

給水装置所在地				
ご使用者名	様			
調定番号				
水栓番号		業態		用途一般・業務・湯屋
現状確認日時 平成 年 月 日 時 分			現状確認者	

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。(様式2)(様式5)

違反概要
備 考

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。(様式2)(様式5)

大阪市 水道事業給水条例（抜粋）

（違反処分）

第40条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- （1） 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき
- （2） 給水を濫用し、又は局長の許可を受けないでこれを販売したとき
- （3） 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水装置を使用したとき
- （4） 消火のためのほか、局長に届け出ないで私設消火栓を使用したとき
- （5） 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- （6） 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき

第41条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000円以下の過料を科する。

- 2 詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。

大阪市水道事業給水条例違反にかかる給水停止執行書

_____様

給水装置所在地 _____区

ご使用者名 _____様

調定番号等

調定番号						水栓番号
事	行	町名	番	号	サブ	

- 1 あなたがご使用の水道は、_____のため、大阪市水道事業給水条例第 条第 号の規定により給水を停止しました。
なお、給水停止によりいかなる損害が生じても、当局は責任を負いません。
- 2 給水停止解除等の連絡につきましては、下記担当事業所までお問い合わせください。

平成 年 月 日

大阪市水道局長

(担当事業所名)

注

様式 3

平成 年 月 日

(決裁欄)

所長	営業部門				工事部門			
	担当課長	担当課長代理	担当係長	係員	担当課長	担当課長代理	担当係長	担当者

水道センター

給水条例違反調書											
発見年月日		年 月 日		発見者 (所属・氏名)							
給水装置所在地	測定番号		業態		ほ脱料金	ほ脱期間		ほ脱水量			
	使用場所		区			ほ脱水量 超過 基礎					
	使用者名		水栓番号			用途		水道料金		下水道使用料	
	所有者 住所 氏名					合計金額					
違反工事	施工年月日		年 月 日		工事施工	申込日		年 月 日			
	施工者 住所 氏名					竣工日		年 月 日			
違反概要	現状確認・聴取 調査年月日		現状確認・聴取 調査者		過料	料金過料		工事過料			
	聴取調査年月日					其他過料		下水道過料			
違反調査及び処理等	証拠写真有無 (撮影日)		有() 年 月 日 / 無		夏出基礎 別表内容区分() 決定基準の項目()		夏出基礎 別表内容区分() 決定基準の項目()		夏出基礎 別表内容区分() 決定基準の項目()		
	給水停止執行 年月日		年 月 日		給水停止執行書 交付年月日		年 月 日		収入 年月日		
	警察への届出又は 相談年月日		年 月 日		給水条例違反通知書 交付年月日		年 月 日		領収書 番号		
				給水停止		予告書交付		年 月 日			
				執行書交付		年 月 日		執行書交付			
				執行理由		() 工事申込勧告に応じないとき		() 工事申込勧告に応じないとき			
				() 執行理由		() ほ脱料金又は過料を期日までに納付しないとき		() ほ脱料金又は過料を期日までに納付しないとき			
				() 執行理由		() 条例違反に対する本市の求めに応じないとき		() 条例違反に対する本市の求めに応じないとき			
				() 執行理由		() 条例違反に対する本市の求めに応じないとき		() 条例違反に対する本市の求めに応じないとき			
				備考							

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。(様式2)(様式5)

給水条例違反通知書

給水装置所在地 _____区

給水装置所有者 _____様

調定番号

事	行	町名	番	号	サブ

上記給水装置所在地でご使用いただいている水道は_____の
ため、大阪市水道事業給水条例第 40 条第_号の規定に該当しております。

なお、弁明をするときは、別紙の「弁明の機会付与通知書」を参照してください。

大阪市水道事業給水条例（抜粋）

（違反処分）

第 40 条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

- （1）料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき
- （2）給水を濫用し、又は局長の許可を受けないでこれを販売したとき
- （3）正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水装置を使用したとき
- （4）消火のためのほか、局長に届け出ないで私設消火栓を使用したとき
- （5）市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- （6）前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき

第 41 条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000 円以下の過料を科する。

2 詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）以下の過料を科する。

平成 年 月 日

大阪市水道局長

（担当事業所名）

担当者

平成 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市水道事業給水条例違反にかかる過料決定通知書

大阪市水道事業給水条例第 40 条第_号の規定に該当しますので、同条例第 41 条の規定に基づき、次のとおり過料を決定します。

1 給水装置所在地 _____ 区

2 給水装置所有者 _____ 様

3 調 定 番 号

事	行	町 名	番	号	サ ブ

4 過料の金額 _____ 円

5 納付期限 _____ 平成 年 月 日

6 納付方法 _____ 別添の納入通知書による

注

大阪市水道事業給水条例違反にかかる給水停止予告書

給水装置所在地 _____ 区

給水装置所有者 _____ 様

調定番号等

調定番号						水栓番号
事	行	町名	番	号	サブ	

- 平成 年 月 日付けで決定しました_____を納付期限までにお支払いいただいております。
つきましては、納付期限を平成 年 月 日まで延期しますので、必ず期限内にお支払いください。
なお、期限内にお支払いいただけない場合は、大阪市水道事業給水条例第 42 条の規定により給水を停止します。
- 給水停止はご不在でも執行します。
- 給水停止によりいかなる損害が生じても、当局は一切責任を負いません。

平成 年 月 日

大阪市水道局長

(担当事業所名)